

第 970 号（平 成 27 年 12 月 15 日 発 行）	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

【告示】

△ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】	4
△ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく 地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等【財政局税務課】	5
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	22
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	24
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	25
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	26
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	27
△ 生活保護法に基づく指定施術者の休止【健康福祉局生活支援課】	28
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	29
△ 同 【健康福祉局生活支援課】	30
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	32
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	33
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	34
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	40
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	41
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】	44
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	45
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	46
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	47
△ 「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託【都市整備局都市デザイン室】	48
△ 「磯子区カレンダー」売払代金収納事務の委託【磯子区区政推進課】	49

【公告】

△ 横浜国際港都建設事業戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の換地処分【都市整備局戸塚中央 区画整理事務所】	50
△ 横浜国際港都建設事業戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の減価補償金の交付【都市整備局 戸塚中央区画整理事務所】	51
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支 援課】	52
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民 活動支援課】	53
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	55
△ 同 【経済局産業立地調整課】	57
△ 同 【経済局産業立地調整課】	59
△ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	60

△ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	61
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	62
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	63
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築情報課】	64
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	65
△ 同【建築局調整区域課】	66
△ 同【建築局調整区域課】	67
△ 同【建築局調整区域課】	68
△ 同【建築局調整区域課】	69
△ 同【建築局調整区域課】	70
△ 同【建築局調整区域課】	71
△ 同【建築局調整区域課】	72
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	73
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	74
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	75
[水道局]	
△ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	76
△ 「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託【総務課】	90
[交通局]	
△ 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程及び横浜市交通局企業職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	91
△ 横浜市交通局職員制服規程の一部を改正する規程【人事課】	93
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程及び横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	94
[教育委員会]	
△ 横浜市文化財保護条例に基づく管理団体の指定【生涯学習文化財課】	97
[市選挙管理委員会]	
△ 横浜市選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【選挙課】	98
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	99
[区選挙管理委員会]	
△ 横浜市鶴見区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【鶴見区】	100
△ 横浜市神奈川区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【神奈川区】	101
△ 横浜市西区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【西区】	102
△ 横浜市中区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【中区】	103
△ 横浜市南区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【南区】	104
△ 横浜市港南区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【港南区】	105

△	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】	106
△	横浜市旭区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【旭区】	107
△	横浜市磯子区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【磯子区】	108
△	横浜市金沢区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【金沢区】	109
△	横浜市港北区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【港北区】	110
△	横浜市緑区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【緑区】	111
△	横浜市青葉区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【青葉区】	112
△	横浜市都筑区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【都筑区】	113
△	横浜市戸塚区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【戸塚区】	114
△	横浜市栄区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【栄区】	115
△	横浜市泉区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【泉区】	116
△	横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程【瀬谷区】	117
△	委員長等の氏名【緑区】	118
△	同【青葉区】	119
△	同【都筑区】	120

告 示

横 浜 市 告 示 第 725 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 243 条 の 3 第 1 項 及 び 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ） 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ） 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ） 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ） 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ） 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ） 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ） に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 726 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

平成27年12月15日

横 浜 市 長 林 文 子

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

別 表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	
規則第 1条第 1項第 2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることがで きるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	1-1	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		1-2	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		1-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		1-4	規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		1-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付し

規則第 1条第 1項第 3号ロ	官公署又は個人番号 利用事務等実施者か ら発行され、又は発 給された書類その他 これに類する書類で あって個人番号利用 事務実施者が適当と 認めるもの（通知カ ードに記載された個 人識別事項の記載が あるものに限る。）		た書類で、当該個人番号利 用事務等実施者に対して当 該書類を使用して提出する 場合における当該書類
		1-6	官公署又は個人番号利用事 務等実施者が個人識別事項 を印字した上で本人に交付 又は送付した書類で、個人 番号利用事務等実施者に対 して、申告書又は申請書等 と併せて提示又は提出する 場合の当該書類
		2-1	本人の写真の表示のない身 分証明書等で、個人識別事 項の記載があるもの（提示 時において有効なものに限 る。以下「写真なし身分証 明書等」という。）
		2-2	地方税若しくは国税の領収 証書、納税証明書又は社会 保険料若しくは公共料金の 領収証書で領収日付の押印 又は発行年月日及び個人識 別事項の記載があるもの（ 提示時において領収日付又 は発行年月日が6か月以内 のものに限る。以下「地方 税等の領収証書等」という 。）
		2-3	印鑑登録証明書、戸籍の附 票の写しその他官公署から 発行又は発給をされた本人 の写真の表示のない書類（ これらに類するものを含む 。）で、個人識別事項の記 載があるもの（提示時にお いて有効なもの又は発行若 しくは発給された日から6 か月以内のものに限る。以 下「写真なし公的書類」と

			いう。)
		2-4	地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たつて必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等	3-1	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」とい	4-1	税理士証票
		4-2	写真付身分証明書等
		4-3	写真付公的書類
		4-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であつて識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録されたる個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効

	う。) 第 12 条 第 1 項 第 1 号に掲げる書類 に記載された個人識 別事項が記載され、 かつ、写真の表示、そ の他の当該書類に施 された措置によつて 、当該書類の提示を 行う者が当該個人識 別事項により識別さ れる特定の個人と同 一の者であることが 確認することのでき るものとして個人番 号利用事務実施者が 適当と認めるもの		なものに限る。)
		4-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
		4-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第 3 条第 1 項第 4 号	官公署又は個人番号 利用事務等実施者か ら発行され、又は発 給された書類その他 これに類する書類で あって個人番号利用 事務実施者が適当と 認めるもの（法第 2 条第 5 項に規定する 個人番号（以下「個 人番号」という。） の提供を行う者の個 人番号及び個人識別 事項の記載があるも のに限る。）	5-1	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		5-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る。）
		5-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 15 条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第 32 条第 1 項の規定に

			より還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	6-1	写真なし身分証明書等
		6-2	地方税等の領収証書等
		6-3	写真なし公的書類
		6-4	本人交付用税務書類
規則第3条第4項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	7-1	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであること個人番号利用事務実施者が認める場合	8-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合
		8-2	所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族

			等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
		8-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第4条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)	9-1	個人番号カード又は通知カード
		9-2	還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		9-3	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。)であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		9-4	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		9-5	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)
規則第4条第2号口	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	10-1	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の

後 段			使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第4条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	11-1	横浜市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号。以下「オンライン化条例」という。）第3条第4項で指定する措置（横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年2月横浜市規則第20号。以下「オンライン化規則」という。）第4条第2項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けると（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。
		11-2	民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る

			情 報 の 送 信 を 受 け る こ と （ 個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者 が 提 供 を 受 け る 場 合 に 限 る 。 ）。
		11-3	個 人 番 号 カ ー ド 、 運 転 免 許 証 、 旅 券 そ の 他 官 公 署 又 は 個 人 番 号 利 用 事 務 等 実 施 者 か ら 本 人 に 対 し 一 に 限 り 発 行 さ れ 、 又 は 発 給 を さ れ た 書 類 そ の 他 こ れ に 類 す る 書 類 で あ っ て 、 個 人 識 別 事 項 の 記 載 が あ る も の の 提 示 （ 提 示 時 に お い て 有 効 な も の に 限 る 。 ） 若 し く は そ の 写 し の 提 出 を 受 け る こ と 又 は 個 人 番 号 の 提 供 を 行 う 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に よ る 送 信 を 受 け る こ と 。
		11-4	個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者 が 本 人 で あ る こ と の 確 認 を 行 っ た 上 で 本 人 に 対 し て 一 に 限 り 発 行 す る 識 別 符 号 及 び 暗 証 符 号 等 に よ り 認 証 す る 方 法
		12-1	本 人 の 署 名 及 び 押 印 並 び に 代 理 人 の 個 人 識 別 事 項 の 記 載 及 び 押 印 が あ る も の （ 税 理 士 法 （ 昭 和 26 年 法 律 第 23 7 号 ） 第 2 条 第 1 項 の 事 務 を 行 う 者 か ら 個 人 番 号 の 提 供 を 受 け る 場 合 を 除 く 。 ）
規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号	官 公 署 又 は 個 人 番 号 利 用 事 務 等 実 施 者 か ら 本 人 に 対 し 一 に 限 り 発 行 さ れ 、 又 は 発 給 さ れ た 書 類 そ の 他 の 本 人 の 代 理 人 と し て 個 人 番 号 の 提 供 を す る こ と を 証 明 す る も の と し て 個 人 番 号 利 用 事 務 実 施 者 が 適 当 と 認 め る 書 類	12-2	個 人 番 号 カ ー ド 、 運 転 免 許 証 、 旅 券 そ の 他 官 公 署 又 は 個 人 番 号 利 用 事 務 等 実 施 者 か ら 本 人 に 対 し 一 に 限 り 発 行 さ れ 、 又 は 発 給 を さ れ た 書 類 そ の 他 こ れ に 類 す る 書 類 で あ っ て 、 個 人 識 別 事 項 の 記 載 が あ る も の （ 提 示 時 に お い て 有 効 な も の に 限 り

			、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定のある個人と同一の者であることを確認することとして個人番号利用と事務実施者が適当と認められるもの	13-1	税理士証票
		13-2	写真付身分証明書等
		13-3	写真付公的書類
		13-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者との関係その他の書類その他の個人番号利用と事務実施者が適当と認められるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	14-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給された書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」と

			いう。)
		14-2	地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	15-1	写真なし身分証明書等
		15-2	地方税等の領収証書等
		15-3	写真なし公的書類
		15-4	本人交付用税務書類
規則第9条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	16-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること個人番号利用事務実施者が認める場合	17-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であるこ

			と（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		17-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		17-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受けの場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		17-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第4号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	18-1	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		18-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		18-3	還付された個人番号カード又は還付された通知カード
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個	19-1	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行う

規則第 10条第 2号	人番号の提供を行う ことを証明する情報 の送信を受けること とその他の個人番号利 用事務実施者が適当 と認める方法		ことを証明する情報の送信 を受けること。
		19-2	オンライン化規則第4条第 1項の規定に基づき本人に 通知した識別符号を入力し て、当該提供に係る情報の 送信を受けること。
	代理人に係る署名用電 子証明書（電子署名等 に係る地方公共団体情 報システム機構の認証 業務に関する法律（平 成14年法律第153号。 以下「公的個人認証法 」という。）第3条第1 項に規定する署名用電 子証明書をいう。）及 び当該署名用電子証明 書により確認された当 該提供に係る情報の送 信を受けることとそれ 以外の個人番号利用事 務実施者が適当と認め る方法	20-1	代理人に係る署名用電子 証明書及び当該署名用電 子証明書により確認され る電子署名が行われた 当該提供に係る情報の 送信を受けること（公 的個人認証法第17条 第4項に規定する署名 検証者又は同条第5項 に規定する署名確認者 が個人番号の提供を受 ける場合に限る。）。
		20-2	代理人に係る地方税手続 電子証明書及び当該地 方税手続電子証明書に より確認される電子署 名が行われた当該提供 に係る情報の送信を受 けること（個人番号利 用事務実施者が提供を 受ける場合に限る。）。
		20-3	代理人に係る民間電子 証明書及び当該民間電 子証明書により確認さ れる電子署名が行われ た当該提供に係る情報 の送信を受けること（ 個人番号関係事務実施 者が提供を受ける場合 に限る。）。
		20-4	代理人が法人である場 合には、商業登記法（ 昭和38年法律第125 号）第12条の2第1 項及び第3項の規定に 基づき登記官が作成し た電子証明書並びに当 該電子証

	明 書 に よ り 確 認 さ れ る 電 子 署 名 が 行 わ れ た 当 該 提 供 に 係 る 情 報 の 送 信 を 受 け る こ と (個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者 が 提 供 を 受 け る 場 合 に 限 る 。) 。
20-5	個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者 が 本 人 で あ る こ と の 確 認 を 行 っ た 上 で 代 理 人 に 対 し て 一 に 限 り 発 行 す る 識 別 符 号 及 び 暗 証 符 号 等 に よ り 認 証 す る 方 法
20-6	個 人 番 号 カ ー ド 、 運 転 免 許 証 、 旅 券 そ の 他 官 公 署 又 は 個 人 番 号 利 用 事 務 等 実 施 者 か ら 代 理 人 に 対 し 一 に 限 り 発 行 さ れ 、 又 は 発 給 を さ れ た 書 類 そ の 他 こ れ に 類 す る 書 類 で あ っ て 、 個 人 識 別 事 項 の 記 載 が あ る も の の 提 示 (提 示 時 に お い て 有 効 な も の に 限 る 。) 若 し く は そ の 写 し の 提 出 を 受 け る こ と 又 は 個 人 番 号 の 提 供 を 行 う 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に よ る 送 信 を 受 け る こ と 。
20-7	本 人 の 代 理 人 (当 該 代 理 人 が 法 人 の 場 合 に 限 る 。) の 社 員 等 か ら 個 人 番 号 の 提 供 を 受 け る 場 合 に は 、 登 記 事 項 証 明 書 等 及 び 社 員 証 等 の 提 示 を 受 け る こ と 若 し く は そ の 写 し の 提 出 を 受 け る こ と 又 は 個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と 個 人 番 号 の 提 供 を 行 う 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 し て 提 供 を 受 け る こ と (登

	記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。) 。
20-8	本人の代理人（当該代理人 が法人の場合に限る。）の 社員等から個人番号の提供 を受ける場合には、法人に 係る地方税等の領収証書等 及び社員証等の提示を受け ること若しくはその写しの 提出を受けること又は個人 番号関係事務実施者の使用 に係る電子計算機と個人番 号の提供を行う者の使用に 係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報 処理組織を使用して提供を 受けると（法人に係る地 方税等の領収証書等につ いては、過去に当該法人か ら当該書類の提示等を受け ている場合には、当該書類 の提示等に代えて過去にお いて提示等を受けた書類等 を確認する方法によることが できる。) 。
20-9	本人の代理人（当該代理人 が税理士法第48条の2に規 定する税理士法人又は同法 第51条第3項の規定により 通知している弁護士法人（ 以下「税理士法人等」とい う。 ）の場合に限る。）に 所属する税理士又は同法第 51条第1項の規定により通

			知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第4条第1項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
		20-10	本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第4条第1項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規則第10条第3号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行された書類その他これに類する書類であって個人	21-1	本人の個人番号カード又は通知カード
		21-2	本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		21-3	本人の住民票の写し又は住

	番号利用事務実施者が 適当と認めるもの (本人の個人番号及び 個人識別事項の記載 があるものに限る。 。)		民票記載事項証明書であ つて、氏名、出生の年月日、 男女の別、住所及び個人番 号が記載されたもの
		21-4	本人の本人交付用税務書類 又は官公署若しくは個人番 号利用事務等実施者が発行 若しくは発給をした書類で 個人番号及び個人識別事項 の記載があるもの
		21-5	本人が記載した自身の個人 番号に相違ない旨の本人に よる申立書(提示時におい て作成した日から6か月以 内のものに限る。)
規則第 10条第 3号口 後段	個人番号利用事務実 施者が適当と認める 方法	22-1	個人番号の提供を行う者の 使用に係る電子計算機によ る送信を受けること。

横 浜 市 告 示 第 727 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 27 年 9 月 1 日	福 村 ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 馬 場 三 丁 目 22 番 12 号
同	マ カ ド 薬 局	中 区 本 牧 間 門 36 番 21 号
平 成 27 年 10 月 1 日	シ オ ン 薬 局 神 大 寺 店	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 1 番 14 号
同	シ オ ン 薬 局 新 井 町 店	保 土 ケ 谷 区 新 井 町 457 番 地 の 6
同	シ オ ン 薬 局 保 土 ケ 谷 店	保 土 ケ 谷 区 新 井 町 467 番 地 の 8
同	大 信 薬 局 笹 野 台 店	旭 区 笹 野 台 一 丁 目 20 番 10 号
同	シ オ ン 薬 局	旭 区 川 井 本 町 111 番 地 の 6
同	横 浜 い る か ク リ ニ ッ ク	旭 区 本 村 町 105 番 地
同	こ こ ろ 薬 局 磯 子 店	磯 子 区 丸 山 一 丁 目 5 番 7 号
同	日 吉 慶 友 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 日 吉 五 丁 目 5 番 17 号
同	あ ざ み 野 今 宮 歯 科 医 院	青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 9 番 地 の 13
同	瀬 谷 ひ か り 薬 局	瀬 谷 区 中 央 6 番 地 の 20
平 成 27 年 10 月 13 日	調 剤 薬 局 ツ ル ハ ド ラ ッ グ 横 浜 日 ノ 出 町 駅 前 店	中 区 日 ノ 出 町 1 丁 目 20 0 番 地
平 成 27 年 11 月 1 日	サ ト 薬 局	港 北 区 綱 島 東 二 丁 目 12 番 19 号
同	は や し 歯 科 ク リ ニ ッ ク	緑 区 中 山 町 161 番 地 の 11
同	み の わ デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 5 番 地 の 28

2 指 定 訪 問 看 護 事 業 者

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 所 在 地
平 成 27 年	独 立 行 政 法	東 京 都 港 区 高	独 立 行 政 法 人	中 区 山 下 町 26

10 月 1 日	人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構	輪 3 丁 目 22 番 12 号	地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 横 浜 中 央 病 院 附 属 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	8 番 地
同	株 式 会 社 は ま り ハ	旭 区 若 葉 台 二 丁 目 10 番	は ま り ハ 訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン	緑 区 十 日 市 場 町 866 番 地 の 5
同	株 式 会 社 ユ ー ミ ー	旭 区 上 川 井 町 206 番 地 の 1	ユ ー ミ ー 緑 区 訪 問 看 護 セ ン タ ー	緑 区 霧 が 丘 六 丁 目 17 番 地 の 13
平 成 27 年 11 月 1 日	株 式 会 社 楓 の 風	東 京 都 町 田 市 成 瀬 が 丘 2 丁 目 2 番 2 号	在 宅 療 養 支 援 ス テ ー シ ョ ン 楓 の 風 戸 塚	戸 塚 区 平 戸 町 678 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 728 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 施 術 者 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 施 術 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平 成 27 年 9 月 1 日	三 澤 透	き く な 駅 前 西 口 ミ サ ワ 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ 院	港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 2 番 31 号
同	庄 司 秀 一	藤 が 丘 ひ か り 整 骨 院	青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 3 番 地 の 3
平 成 27 年 10 月 1 日	安 藤 洋 平	原 宿 接 骨 院	戸 塚 区 原 宿 三 丁 目 5 番 25 号
平 成 27 年 11 月 1 日	太 田 幸 司	葉 月 本 町 通 整 骨 院	鶴 見 区 本 町 通 3 丁 目 165 番 地 の 6
同	高 橋 治 之	ラ イ フ ス テ ー シ ョ ン ラ ク ー マ ッ サ ー ジ 石 川 町	中 区 寿 町 1 丁 目 2 番 地 の 3
同	重 信 夏 男	い ず み 整 骨 院	磯 子 区 杉 田 一 丁 目 22 番 22 号
同	久 木 田 翔	あ い 整 骨 院	港 北 区 師 岡 町 700 番 地
同	土 屋 治 行	妙 蓮 寺 整 骨 院	港 北 区 仲 手 原 二 丁 目 21 番 9 号
同	濱 田 崇	み どり 鍼 灸 院	緑 区 白 山 二 丁 目 7 番 28 号
同	西 村 さ お り	は り き ゅ う 治 療 室 恬 淡	相 模 原 市 南 区 上 鶴 間 本 町 3 丁 目 18 番 27 号
平 成 27 年 11 月 9 日	鈴 木 康 友	並 木 整 骨 院	中 区 伊 勢 佐 木 町 6 丁 目 143 番 地 の 11

横 浜 市 告 示 第 729 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 27 年 7 月 8 日	(新) コ ン パ ス ク リ ニ ッ ク 横 浜	都 筑 区 中 川 一 丁 目 19 番 25 号
	(旧) コ ン パ ス デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク 横 浜	
平 成 27 年 8 月 1 日	(新) ス ギ 薬 局 あ ざ み 野 店	青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 2 番 地 の 9
	(旧) ス ギ 薬 局 あ ざ み の 店	
平 成 27 年 9 月 1 日	(新) 日 本 調 剤 き し ね 薬 局	港 北 区 篠 原 町 1,129 番 地 の 1
	(旧) き し ね 薬 局	
同	(新) 日 本 調 剤 大 倉 山 薬 局	港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 1 番 3 号
	(旧) 大 倉 山 調 剤 薬 局	

横 浜 市 告 示 第 730 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平 成 26 年 8 月 1 日	犬 飼 優	治 療 院 < 優 >	(新) 保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 562 番 地 の 5
			(旧) 神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 12 番 7 号
平 成 27 年 9 月 1 日	原 重 明	(新) セ レ ナ 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ 治 療 院	(新) 瀬 谷 区 瀬 谷 六 丁 目 22 番 1 号
		(旧) A r o m a 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ 治 療 院	(旧) 旭 区 笹 野 台 二 丁 目 10 番 6 号
平 成 27 年 9 月 6 日	田 中 章 悟	(新) 西 小 山 す ば る 整 骨 院	(新) 東 京 都 品 川 区 小 山 6 丁 目 5 番 2 号
		(旧) す ば る 整 骨 院	(旧) 東 京 都 品 川 区 平 塚 2 丁 目 18 番 2 号
平 成 27 年 10 月 13 日	穂 吉 則 夫	ケ ア シ ス 都 筑 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ 院	(新) 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 19 番 8 号
			(旧) 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 21 番 2 号
同	池 永 大 輝	す こ や か 在 宅 マ ッ サ ー ジ	戸 塚 区 上 倉 田 町 1,80 5 番 地 の 34

横 浜 市 告 示 第 731 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 休 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 休 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 27 年 10 月 13 日	ヤザワ薬局	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 120 番 地

横 浜 市 告 示 第 732 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 休 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等
の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配
偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4
項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 休 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

休 止 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平 成 27 年 9 月 30 日	植 杉 征 一 郎	葉 月 本 町 通 整 骨 院	鶴 見 区 本 町 通 3 丁 目 165 番 地 の 6

横 浜 市 告 示 第 733 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 廃 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃 止 訪 問 看 護 事 業 者

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 所 在 地
平 成 17 年 3 月 15 日	医 療 法 人 社 団 ピ ー エ ム エ ー	戸 塚 区 東 俣 野 町 911 番 地	ソ フ ィ ア 横 浜 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	戸 塚 区 東 俣 野 町 911 番 地
平 成 19 年 3 月 15 日	医 療 法 人 社 団 鴨 居 病 院	緑 区 鴨 居 四 丁 目 52 番 18 号	鴨 居 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	緑 区 鴨 居 五 丁 目 25 番 16 号
平 成 20 年 10 月 10 日	医 療 生 協 か な が わ 生 活 協 同 組 合	戸 塚 区 戸 塚 町 192 番 地 の 4	医 療 生 協 か な が わ 生 活 協 同 組 合 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン さ か え	栄 区 公 田 町 59 6 番 地 の 8
平 成 22 年 7 月 31 日	財 団 法 人 明 徳 会	南 区 清 水 ケ 丘 17 番 地	財 団 法 人 明 徳 会 清 水 ケ 丘 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	南 区 清 水 ケ 丘 17 番 地
平 成 24 年 10 月 31 日	医 療 法 人 社 団 柴 健 会	金 沢 区 柴 町 367 番 地 の 5	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の ぞ み	金 沢 区 柴 町 36 7 番 地 の 1
平 成 26 年 9 月 30 日	社 会 福 祉 法 人 み どり 福 祉 会	青 葉 区 さ つ き が 丘 8 番 地 の 4	み どり 福 祉 会 ひ かり 苑 居 宅 支 援 セ ン タ ー 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	青 葉 区 さ つ き が 丘 8 番 地 の 4

横 浜 市 告 示 第 734 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 廃 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 診 療 所 又 は 薬 局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 26 年 12 月 31 日	コ ス モ 薬 局 妙 蓮 寺 店	港 北 区 菊 名 一 丁 目 8 番 12 号
平 成 27 年 8 月 31 日	福 村 ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 馬 場 三 丁 目 22 番 12 号
同	マ カ ド 薬 局	中 区 本 牧 間 門 36 番 21 号
平 成 27 年 9 月 30 日	シ オ ン 薬 局 神 大 寺 店	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 1 番 14 号
同	シ オ ン 薬 局 新 井 町 店	保 土 ケ 谷 区 新 井 町 457 番 地 の 6
同	シ オ ン 薬 局 保 土 ケ 谷 店	保 土 ケ 谷 区 新 井 町 467 番 地 の 8
同	百 木 薬 局	旭 区 笹 野 台 一 丁 目 20 番 10 号
同	シ オ ン 薬 局	旭 区 川 井 本 町 111 番 地 の 6
同	あ し た ば メ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	旭 区 本 村 町 105 番 地 の 35
同	シ ン ワ 薬 局 磯 子 店	磯 子 区 丸 山 一 丁 目 5 番 7 号
同	日 吉 慶 友 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 日 吉 五 丁 目 5 番 17 号
同	瀬 谷 ひ か り 薬 局	瀬 谷 区 中 央 6 番 地 の 20
平 成 27 年 10 月 12 日	調 剤 薬 局 ツ ル ハ ド ラ ッ グ 横 浜 日 ノ 出 町 駅 前 店	中 区 日 ノ 出 町 1 丁 目 20 0 番 地

2 廃 止 訪 問 看 護 事 業 者

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 所 在 地
平 成 26 年 12 月 1 日	株 式 会 社 あ じ さ い	南 区 宮 元 町 3 丁 目 53 番 地	安 心 あ じ さ い ホ ー ム	南 区 宮 元 町 3 丁 目 53 番 地
平 成 27 年 1 月 31 日	あ さ ひ 介 護 セ ン タ ー 有 限 会 社	青 葉 区 荏 田 北 二 丁 目 5 番 地 の 37	訪 問 看 護 あ さ ひ	青 葉 区 荏 田 北 二 丁 目 5 番 地 の 37
平 成 27 年	医 療 法 人 花	南 区 六 ツ 川 三	六 ツ 川 訪 問 看	南 区 六 ツ 川 三

2 月 4 日	崎 会	丁 目 5 番 地 の 1	護 ス テ ー シ ョ ン	丁 目 5 番 地 の 1
平 成 27 年 11 月 1 日	合 同 会 社 M O R E S	戸 塚 区 品 濃 町 514 番 地 の 3	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン し な の	戸 塚 区 品 濃 町 551 番 地 の 4

横 浜 市 告 示 第 735 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 指 定 の 辞 退

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等
の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配
偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4
項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 に 次 の と お り そ の 指 定 の 辞 退 が あ っ た
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 27 年 10 月 1 日	末 木 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 12 番 16 号

横 浜 市 告 示 第 736 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 介 護 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 介 護 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 居 宅 療 養 管 理 指 導 ）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 11 月 1 日	有 限 会 社 ブ ロ ス カ ン パ ニ ー	札 幌 市 南 区 石 山 1 条 6 丁 目 1 番 18 号	す ず ら ん 薬 局 下 倉 田 店	戸 塚 区 下 倉 田 町 945 番 地

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 通 所 介 護 ）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 11 月 1 日	株 式 会 社 ア イ	東 京 都 港 区 赤 坂 4 丁 目 14 番 14 号	だ ん ら ん の 家 白 楽	神 奈 川 区 西 神 奈 川 三 丁 目 9 番 地 の 14

3 居 宅 介 護 支 援 事 業 者

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 11 月 1 日	有 限 会 社 宇 佐 美 治 療 院	港 南 区 大 久 保 三 丁 目 7 番 2 号	有 限 会 社 宇 佐 美 治 療 院	港 南 区 大 久 保 三 丁 目 7 番 2 号

4 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 ）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 11 月 1 日	有 限 会 社 ブ ロ ス カ ン パ ニ ー	札 幌 市 南 区 石 山 1 条 6 丁 目 1 番 18 号	す ず ら ん 薬 局 下 倉 田 店	戸 塚 区 下 倉 田 町 945 番 地

横 浜 市 告 示 第 737 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 8 月 1 日	株 式 会 社 フ ル ラ イ フ	南 区 山 王 町 3 丁 目 24 番 地 の 8	(新)フルライフ 神 奈 川	(新)神 奈 川 区 神 奈 川 二 丁 目 11 番 地 の 18
			(旧)フルライフ 西	(旧)西 区 楠 町 27 番 地 の 9
同	医 療 法 人 社 団 山 本 記 念 会	都 筑 区 東 山 田 町 1,552 番 地	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 新 吉 田	(新)港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 23 番 1 号
				(旧)港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 54 番 6 号
平 成 27 年 9 月 7 日	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	神 奈 川 区 大 野 町 1 番 地 の 25	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン 泉	(新)泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 1 番 3 号
				(旧)泉 区 和 泉 町 3,616 番 地 の 1
平 成 27 年 9 月 18 日	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	(新)南 区 六 ツ 川 二 丁 目 67 番 地 の 7
				(旧)南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 看 護 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 8 月 1 日	医 療 法 人 社 団 山 本 記 念 会	都 筑 区 東 山 田 町 1,552 番 地	新 吉 田 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(新)港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 23 番 1 号
				(旧)港 北 区 新 吉 田 東 四 丁 目 1 番 11 号
平 成 27 年 9 月 1 日	医 療 法 人 愛 生 会	瀬 谷 区 三 ツ 境 23 番 地 の 8	医 療 法 人 愛 生 会 三 ツ 境 た ん ぽ ぽ 訪 問 看 護	(新)瀬 谷 区 三 ツ 境 20 番 地 の 27
				(旧)瀬 谷 区 三 ツ

			ステーション	境 20 番 地 の 14
--	--	--	--------	---------------

3 居 宅 介 護 事 業 者 （ 居 宅 療 養 管 理 指 導 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 6 月 1 日	(新)株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	青 葉 区 桜 台 2 番 地 の 2	藤 フ ァ ー マ シ ー 嶮 山 公 園 店	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 2 番 地 の 1
	(旧)有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー			
同	(新)株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー す す き 野 店	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 2 番 地 の 13
	(旧)有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー			
同	(新)株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー	青 葉 区 桜 台 2 番 地 の 2
	(旧)有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー			
同	(新)株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー 青 葉 台 店	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 2 番 地 の 1
	(旧)有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー			
同	(新)株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー あ お ば 奈 良 店	青 葉 区 奈 良 四 丁 目 6 番 地 の 13
	(旧)有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー			

4 居 宅 介 護 事 業 者 （ 通 所 介 護 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 26 年 11 月 1 日	株 式 会 社 ピ ュ ア ウ ォ ー ク	(新)都 筑 区 仲 町 台 二 丁 目 4 番 15 号	(新)ピ ュ ア ケ ア デ イ サ ー ビ ス 仲 町 台	都 筑 区 仲 町 台 二 丁 目 4 番 15 号
		(旧)保 土 ケ 谷 区 今 井 町 1,322 番 地 の 9	(旧)茶 話 本 舗 デ イ サ ー ビ ス 仲 町 台	
同	同	(新)都 筑 区 仲 町 台 二 丁 目 4 番 15 号	(新)ピ ュ ア ケ ア デ イ サ ー ビ ス 立 場	(新)泉 区 和 泉 中 央 南 一 丁 目 26 番 35 号
		(旧)保 土 ケ 谷 区 今 井 町 1,322	(旧)茶 話 本 舗 デ イ サ ー ビ ス 立	(旧)泉 区 和 泉 町 2,818 番 地 の

		番 地 の 9	場	3
平成 27 年 10 月 5 日	株 式 会 社 日 本 エ ル ダ リ ー ケ ア サ ー ビ ス	(新) 東 京 都 港 区 芝 公 園 3 丁 目 4 番 30 号 (旧) 東 京 都 中 野 区 弥 生 町 5 丁 目 20 番 7 号	デ イ ホ ー ム ゆ り の 木 鶴 見	(新) 鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 7 番 23 号 (旧) 鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 26 番 6 号

5 居 宅 介 護 事 業 者 (福 祉 用 具 貸 与)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 9 月 1 日	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	静 岡 市 駿 河 区 南 町 18 番 1 号	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 横 浜 営 業 所	(新) 都 筑 区 川 向 町 1,310 番 地 の 1 (旧) 港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17
平成 27 年 10 月 1 日	株 式 会 社 シ ェ ル パ	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号	シ ェ ル パ 横 浜 福 祉 用 具 レ ン タ ル サ ー ビ ス	(新) 神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 33 番 7 号 (旧) 神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号

6 居 宅 介 護 事 業 者 (特 定 福 祉 用 具 販 売)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 9 月 1 日	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	静 岡 市 駿 河 区 南 町 18 番 1 号	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 横 浜 営 業 所	(新) 都 筑 区 川 向 町 1,310 番 地 の 1 (旧) 港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17
平成 27 年 10 月 1 日	株 式 会 社 シ ェ ル パ	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号	シ ェ ル パ 横 浜 福 祉 用 具 レ ン タ ル サ ー ビ ス	(新) 神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 33 番 7 号 (旧) 神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号

7 居 宅 介 護 支 援 事 業 者

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 2 月 1 日	有 限 会 社 ラ イ フ ・ フ レ ン ド	神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 7 番 12 号	(新) 横 浜 介 護 支 援 セ ン タ ー ラ イ フ ・ フ レ ン ド (旧) 三 ツ 沢 介 護 支 援 セ ン タ ー ラ イ フ ・ フ レ	(新) 神 奈 川 区 松 ヶ 丘 39 番 地 の 7 (旧) 神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 9 番 30 号

			ン ド	
平成 27 年 6 月 1 日	合 同 会 社 ビ ッ グ ツ リ ー	(新) 鶴 見 区 市 場 大 和 町 6 番 13 号 (旧) 鶴 見 区 菅 沢 町 20 番 8 号	あ ま や ど り	(新) 鶴 見 区 市 場 大 和 町 6 番 13 号 (旧) 鶴 見 区 菅 沢 町 20 番 8 号
平成 27 年 8 月 1 日	医 療 法 人 社 団 山 本 記 念 会	都 筑 区 東 山 田 町 1,552 番 地	新 吉 田 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(新) 港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 23 番 1 号 (旧) 港 北 区 新 吉 田 東 四 丁 目 1 番 11 号
平成 27 年 9 月 7 日	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	神 奈 川 区 大 野 町 1 番 地 の 25	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン 泉	(新) 泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 1 番 3 号 (旧) 泉 区 和 泉 町 3,616 番 地 の 1

8 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 訪 問 介 護)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 8 月 1 日	株 式 会 社 フ ル ラ イ フ	南 区 山 王 町 3 丁 目 24 番 地 の 8	(新) フ ル ラ イ フ 神 奈 川 (旧) フ ル ラ イ フ 西	(新) 神 奈 川 区 神 奈 川 二 丁 目 11 番 地 の 18 (旧) 西 区 楠 町 27 番 地 の 9
同	医 療 法 人 社 団 山 本 記 念 会	都 筑 区 東 山 田 町 1,552 番 地	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 新 吉 田	(新) 港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 23 番 1 号 (旧) 港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 54 番 6 号
平成 27 年 9 月 7 日	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	神 奈 川 区 大 野 町 1 番 地 の 25	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン 泉	(新) 泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 1 番 3 号 (旧) 泉 区 和 泉 町 3,616 番 地 の 1
平成 27 年 9 月 18 日	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	(新) 南 区 六 ツ 川 二 丁 目 67 番 地 の 7 (旧) 南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2

9 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 訪 問 看 護)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年	医 療 法 人 社	都 筑 区 東 山 田	新 吉 田 訪 問 看	(新) 港 北 区 新 吉

8 月 1 日	団 山 本 記 念 会	町 1,552 番 地	護 ス テ ー シ ョ ン	田 東 八 丁 目 23 番 1 号 (旧) 港 北 区 新 吉 田 東 四 丁 目 1 番 11 号
平 成 27 年 9 月 1 日	医 療 法 人 愛 生 会	瀬 谷 区 三 ツ 境 23 番 地 の 8	医 療 法 人 愛 生 会 三 ツ 境 た ん ぽ ぽ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(新) 瀬 谷 区 三 ツ 境 20 番 地 の 27 (旧) 瀬 谷 区 三 ツ 境 20 番 地 の 14

10 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 6 月 1 日	(新) 株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー (旧) 有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	青 葉 区 桜 台 2 番 地 の 2	藤 フ ァ ー マ シ ー 嶮 山 公 園 店	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 2 番 地 の 1
同	(新) 株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー (旧) 有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー す す き 野 店	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 2 番 地 の 13
同	(新) 株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー (旧) 有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー	青 葉 区 桜 台 2 番 地 の 2
同	(新) 株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー (旧) 有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー 青 葉 台 店	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 2 番 地 の 1
同	(新) 株 式 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー (旧) 有 限 会 社 藤 フ ァ ー マ シ ー	同	藤 フ ァ ー マ シ ー あ お ば 奈 良 店	青 葉 区 奈 良 四 丁 目 6 番 地 の 13

11 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 通 所 介 護)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 9 月 1 日	株 式 会 社 チ ア ー ズ ケ ア	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 人 形 町 1 丁 目 9 番 2	(新) チ ア ー ズ ラ イ フ あ さ ひ (旧) 悠 悠 い き い	旭 区 市 沢 町 55 1 番 地 の 2

		号	き 俱 楽 部 横 浜 あ さ ひ	
同	同	同	(新)チアーズラ イフ港北 (旧)悠悠いきい き 俱 楽 部 港 北	港 北 区 下 田 町 六 丁 目 15 番 29 号
平 成 27 年 10 月 5 日	株 式 会 社 日 本 エ ル ダ リ ー ケ ア サ ー ビ ス	(新)東 京 都 港 区 芝 公 園 3 丁 目 4 番 30 号 (旧)東 京 都 中 野 区 弥 生 町 5 丁 目 20 番 7 号	デ イ ホ ー ム ゆ り の 木 鶴 見	(新)鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 7 番 23 号 (旧)鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 26 番 6 号

12 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 9 月 1 日	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	静 岡 市 駿 河 区 南 町 18 番 1 号	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 横 浜 営 業 所	(新)都 筑 区 川 向 町 1,310 番 地 の 1 (旧)港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17
平 成 27 年 10 月 1 日	株 式 会 社 シ ェ ル パ	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号	シ ェ ル パ 横 浜 福 祉 用 具 レ ン タ ル サ ー ビ ス	(新)神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 33 番 7 号 (旧)神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号

13 介 護 予 防 事 業 者 (特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売)

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 9 月 1 日	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	静 岡 市 駿 河 区 南 町 18 番 1 号	株 式 会 社 ヤ マ シ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 横 浜 営 業 所	(新)都 筑 区 川 向 町 1,310 番 地 の 1 (旧)港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17
平 成 27 年 10 月 1 日	株 式 会 社 シ ェ ル パ	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号	シ ェ ル パ 横 浜 福 祉 用 具 レ ン タ ル サ ー ビ ス	(新)神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 33 番 7 号 (旧)神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 2 番 7 号

横 浜 市 告 示 第 738 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 休 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 休 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 10 月 31 日	株 式 会 社 元 氣 村	瀬 谷 区 南 台 一 丁 目 20 番 地 の 1	ヘルパーステ ーション元氣 村	瀬 谷 区 南 台 一 丁 目 20 番 地 の 1

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン ）

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 10 月 11 日	医 療 法 人 社 団 桜 栄 会	緑 区 北 八 朔 町 1,323 番 地	医 療 法 人 社 団 桜 栄 会 横 浜 セ ラ ト ピ ア	緑 区 北 八 朔 町 1,323 番 地

3 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 訪 問 介 護 ）

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 10 月 31 日	株 式 会 社 元 氣 村	瀬 谷 区 南 台 一 丁 目 20 番 地 の 1	ヘルパーステ ーション元氣 村	瀬 谷 区 南 台 一 丁 目 20 番 地 の 1

4 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン ）

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 10 月 11 日	医 療 法 人 社 団 桜 栄 会	緑 区 北 八 朔 町 1,323 番 地	医 療 法 人 社 団 桜 栄 会 横 浜 セ ラ ト ピ ア	緑 区 北 八 朔 町 1,323 番 地

横 浜 市 告 示 第 739 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 廃 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年 6月30日	医療法人社 団マイスタ ー	東京都世田谷 区玉川3丁目 6番1号	グリーンヘル パーステーシ ョン	都筑区川和町 1,236番地の 1
平成27年 10月31日	賢招有限会 社	旭区二俣川1 丁目45番地の 93	なでしこ	旭区二俣川1 丁目45番地の 93
同	ナイスコミ ュニティー サービス株 式会社	鶴見区鶴見中 央三丁目2番 13号	ナイスコミュ ニティー港北 訪問介護	港北区新横浜 三丁目2番地 の6
同	合同会社こ ころケアサ ービス	都筑区牛久保 西四丁目12番 8号	こころケアサ ービス	都筑区牛久保 西四丁目12番 8号

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 看 護 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年 11月1日	合同会社M O R E S	戸塚区品濃町 514番地の3	訪問看護ステ ーションしな の	戸塚区品濃町 551番地の4

3 居 宅 介 護 事 業 者 （ 通 所 介 護 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成23年 12月31日	社会福祉法 人若竹大寿 会	神奈川区羽沢 町550番地の 1	介護老人保健 施設リハリゾ ート青葉	青葉区奈良四 丁目6番地の 13
平成27年 9月30日	株式会社安 心サービス	南区高根町2 丁目7番地の 1	デイサービス モーニング	中区三吉町4 番地の6
平成27年 10月31日	株式会社横 濱デイスー ビス	南区永田東三 丁目14番2号	ゆるりライフ デイスービス 永田東	南区永田東三 丁目14番2号
同	有限会社寿 楽館	戸塚区汲沢五 丁目5番37号	有限会社寿楽 館デイスービ スセンター	戸塚区汲沢五 丁目5番37号

4 居 宅 介 護 事 業 者 （ 福 祉 用 具 貸 与 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年10月31日	一般社団法人横浜市旭区医師会	旭区二俣川1丁目88番地の16	旭区医師会介護福祉用品あさがお	旭区二俣川1丁目88番地の24

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年10月31日	一般社団法人横浜市旭区医師会	旭区二俣川1丁目88番地の16	旭区医師会介護福祉用品あさがお	旭区二俣川1丁目88番地の24

6 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年10月31日	ベア・オリブ有限公司	青葉区青葉台2丁目3番地の8	デイサービス・ルポ	青葉区みたけ台10番地の1

7 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成27年6月30日	医療法人社団マイスター	東京都世田谷区玉川3丁目6番1号	グリーンケアセンター	都筑区川和町1,236番地の1
平成27年10月1日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町1,020番地の5	居宅介護支援事業所クロスハート・ケアセンター	栄区飯島町527番地の5

8 介護予防事業者（介護予防訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成27年6月30日	医療法人社団マイスター	東京都世田谷区玉川3丁目6番1号	グリーンヘルスパーション	都筑区川和町1,236番地の1
平成27年10月31日	賢招有限公司	旭区二俣川1丁目45番地の93	なでしこ	旭区二俣川1丁目45番地の93
同	ナイスコミュニティーサービス株式会社	鶴見区鶴見中央3丁目2番13号	ナイスコミュニティー港北訪問介護	港北区新横浜3丁目2番地の6
同	合同会社こころケアサービス	都筑区牛久保西4丁目12番8号	こころケアサービス	都筑区牛久保西4丁目12番8号

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

平成 27 年 11 月 1 日	合 同 会 社 M O R E S	戸 塚 区 品 濃 町 514 番 地 の 3	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン し な の	戸 塚 区 品 濃 町 551 番 地 の 4
---------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------

10 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 通 所 介 護 ）

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 9 月 30 日	株 式 会 社 安 心 サービス	南 区 高 根 町 2 丁 目 7 番 地 の 1	デ イ サ ー ビ ス モ ニ タ ー	中 区 三 吉 町 4 番 地 の 6
平成 27 年 10 月 31 日	有 限 会 社 寿 楽 館	戸 塚 区 汲 沢 五 丁 目 5 番 37 号	有 限 会 社 寿 楽 館 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	戸 塚 区 汲 沢 五 丁 目 5 番 37 号

11 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 ）

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
平成 27 年 10 月 31 日	ベ ア ・ オ リ ー プ 有 限 会 社	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 3 番 地 の 8	デ イ サ ー ビ ス ・ ル ポ	青 葉 区 み た け 台 10 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 740 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 辞 退

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 に 規 定 す る 指 定 介 護 機 関 と し て 、 次 の と お り 辞 退 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

居 宅 介 護 事 業 者 （ 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 ）

辞 退 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 27 年 7 月 31 日	社 会 福 祉 法 人 秀 峰 会	旭 区 下 川 井 町 360 番 地	グ ル ー プ ホ ー ム 銀 河 の 詩	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 10 番 40 号

横 浜 市 告 示 第 741 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生
医 療 ） の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 54 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ） と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 27 年 12 月 1 日	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン に し	西 区 平 沼 一 丁 目 39 番 3 号	訪 問 看 護

横 浜 市 告 示 第 742 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生
医 療 ） の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ） か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が
あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 27 年 12 月 1 日	(新)フ ァ ー コ ス 薬 局 カ ン ナ イ	中 区 真 砂 町 2 丁 目 12 番 地	薬 局
	(旧)カ ン ナ イ 薬 局		
平 成 27 年 12 月 1 日	(新)フ ァ ー コ ス 薬 局 能 見 台	金 沢 区 能 見 台 通 4 番 13 号	同
	(旧)能 見 台 薬 局		

横 浜 市 告 示 第 743 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ）
の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ） と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 27 年 12 月 1 日	医 療 法 人 社 団 オ ハ ナ 長 者 町 フ ア ミ リ ー ク リ ニ ッ ク	中 区 長 者 町 3 丁 目 7 番 地 の 5	病 院 又 は 診 療 所
同	は せ が わ 内 科 ク リ ニ ッ ク	保 土 ケ 谷 区 新 井 町 45 4 番 地 の 1	同
同	サ ト 薬 局	港 北 区 綱 島 東 二 丁 目 12 番 19 号	薬 局
同	薬 局 ト モ ズ 江 田 店	青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 1 番 地 の 1	同
同	福 寿 草 薬 局 横 浜 関 内 店	中 区 福 富 町 東 通 1 番 地 の 1	同
同	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 真 愛 （ マ ナ ） あ お ば	青 葉 区 市 ケ 尾 町 1,07 5 番 地 の 2	訪 問 看 護
同	在 宅 療 養 支 援 ス テ ー シ ョ ン 楓 の 風 戸 塚	戸 塚 区 平 戸 町 678 番 地 の 1	同
同	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 碧 海 花	都 筑 区 荏 田 東 二 丁 目 18 番 2 号	同
同	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン あ さ ひ	旭 区 二 俣 川 2 丁 目 85 番 地 の 1	同
同	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン に し	西 区 平 沼 一 丁 目 39 番 3 号	同

横 浜 市 告 示 第 744 号

「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜都市デザインビジョン」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

平成27年12月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市シルバー人材セ ンター 理事長 浦 川 秀 登	港南区上大岡西一丁 目6番1号	平成27年12月7日 から平成28年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 745 号

「磯子区カレンダー」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「磯子区カレンダー」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・特定非営利活動法人チーム杉劇・有限会社アイコニクス・株式会社ニックスサービス共同事業体 代表団体 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川喜一	中区山下町2番地	平成 27 年 11 月 20 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 898 号 （ 平 成 27 年 12 月 6 日 掲 示 済 ）

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 前 地 区 中 央 土 地 区 画 整 理 事
業 の 換 地 処 分

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 前 地 区 中 央 土 地 区 画 整 理 事 業 に つ い
て、土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 103 条 第 2 項 の 規
定 に 基 づ き 換 地 処 分 を 行 っ た。

平 成 27 年 12 月 6 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 899 号 （ 平 成 27 年 12 月 6 日 掲 示 済 ）

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 前 地 区 中 央 土 地 区 画 整 理 事
業 の 減 価 補 償 金 の 交 付

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 前 地 区 中 央 土 地 区 画 整 理 事 業 の 施 行
に よ り 、 施 行 後 の 宅 地 の 価 額 の 総 額 が 施 行 前 の 宅 地 の 価 額 の 総 額 よ
り 減 少 し た の で 、 土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 109
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 減 価 補 償 金 を 交 付 す る 。

平 成 27 年 12 月 6 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 900 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設
立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ
っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 27 年 11 月 26 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 お か え り	山 内 文 治	神 奈 川 区 片 倉 五 丁 目 21 番 7 号	こ の 法 人 は 、 護 児 及 び 保 護 者 に 対 し て 、 居 場 所 の 居 住 関 係 する 子 供 の 作 業 行 ない、康 事 業 課 後 の 健 康 確 放 課 や 安 全 通 管 理 、 遊 び 年 間 保 じ て 異 年 間 の 交 流 を 促 進 こ の と で 、 情 緒 の 安 定 を 図 り 、 子 供 の 健 全 育 成 に 寄 与 こ と す 。
平 成 27 年 12 月 1 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 せ ん じ ゅ	長 谷 川 和 美	磯 子 区 杉 田 八 丁 目 1 番 13 号	こ の 法 人 は 、 害 地 域 に 暮 ら す 高 齢 者 対 し て、客 者 一 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 福 祉 輸 送 事 業 限 定 事 業 を 行 進 る 事 業 を の 増 、 福 祉 に 寄 与 に と す 。

横 浜 市 公 告 第 901 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定
款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規
定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が
あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 27 年 11 月 26 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ワ ー カ ー ズ ・ コ レ ク テ ィ ブ オ リ ー ブ	柳 原 三 起 子	金 沢 区 柳 町 3 番 地 の 16	こ の 法 人 は 「 介 護 の 社 会 化 」 を 推 進 す る た め に 、 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ の 介 護 た 高 齢 者 か ・ 障 害 者 の イ サ ー ビ ス ン タ ー N O A H を 開 設 し 、 自 己 決 定 の 働 主 管 も の 介 護 方 を 利 の 支 援 営 び 生 ス 事 業 一 ビ な う こ と 行 地 域 福 祉 、 充 実 に と る と す
平 成 27 年 11 月 26 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 は ぐ く み 心 理 相 談 所	前 田 昭 男	鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 11 番 11 号	こ の 法 人 は 、 カ ウ ン セ リ ン グ に 関 す る 高 度 な 技 術 と 経 験 を も っ て 数 不 特 定 多 体 に 市 民 し て 心 理 対 談 、 カ ウ ン リ ン グ な セ に カ ウ ン セ ン グ 技 法 の 育 普 及 活 動 行 い 、 市 民

				精 神 面 に お け る 健 康 の 増 進 を 図 と す る 。 的
平 成 27 年 12 月 1 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ふ あ み り と 泉 さ	福 田 理 佳	栄 区 飯 島 町 1,516 番 地 の 5	こ の 法 人 は 、 キ リ ス ト 教 、 主 に 基 づ き 精 に 在 住 す 神 不 特 定 か 者 数 障 の 害 児 者 と そ の 家 族 及 び そ の 他 生 活 と 支 援 必 要 と し て 人 々 に 対 し 多 援 様 な 生 活 支 等 サ 一 ビ す る こ 提 供 よ り 地 域 に 祉 的 の 上 に 福 与 す と 取 寄 を 目 的 と す る 。

横 浜 市 公 告 第 902 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 1 項 の 規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

西 友 鶴 ヶ 峰 店

旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 22 番 地

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

合 同 会 社 西 友

職 務 執 行 者 上 垣 内 猛

東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 野 田 亨 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 上 垣 内 猛 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 野 田 亨 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 上 垣 内 猛 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号

(4) 変 更 の 年 月 日

平 成 27 年 5 月 12 日

(5) 変 更 し た 理 由

建 物 設 置 者 及 び 小 売 業 者 の 代 表 者 を 変 更 し た た め

2 届 出 年 月 日

平 成 27 年 11 月 25 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 成 長 戦 略 推 進 部 産 業 立 地 調 整 課

横 浜 市 公 告 第 903 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 1 項 の 規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

西 友 阿 久 和 店

瀬 谷 区 阿 久 和 西 一 丁 目 25 番 地 の 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

合 同 会 社 西 友

職 務 執 行 者 上 垣 内 猛

東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 野 田 亨 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 上 垣 内 猛 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 野 田 亨 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号	合 同 会 社 西 友 職 務 執 行 者 上 垣 内 猛 東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号 ほ か

(4) 変 更 の 年 月 日

平 成 27 年 5 月 12 日 号

(5) 変 更 し た 理 由

建 物 設 置 者 及 び 小 売 業 者 の 代 表 者 を 変 更 し た た め 号

2 届 出 年 月 日

平 成 27 年 11 月 25 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 成 長 戦 略 推 進 部 産 業 立 地 調 整 課

横 浜 市 公 告 第 904 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 2 項 の 規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ルミネ横浜店

西 区 高 島 二 丁 目 16 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に
法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 ル ミ ネ

代 表 取 締 役 新 井 良 亮

東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号

(3) 変 更 し よ う と す る 事 項

変 更 す る 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お いて 小 売 業 を 行 う 者 の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	開 店 時 刻 午 前 10 時 閉 店 時 刻 午 後 9 時 ほ か	開 店 時 刻 午 前 8 時 閉 店 時 刻 午 後 9 時 ほ か
廃 棄 物 等 の 保 管 施 設 の 位 置 及 び 容 量	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 記 載 の と お り 容 量 47.30 m ³	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 記 載 の と お り 容 量 116.97 m ³

(4) 変 更 す る 年 月 日

平 成 27 年 11 月 28 日 ほ か

(5) 変 更 す る 理 由

営 業 計 画 の 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

平 成 27 年 11 月 27 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 成 長 戦 略 推 進 部 産 業 立 地 調 整 課

横 浜 市 公 告 第 905 号

事後調査結果報告書の提出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 高 速 横 浜 環 状 北 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査 結
果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 906 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 変 更 区 域

(1) 北 部 地 区

港 北 区 大 竹 耕 地 区 域 （ A - 4 ）

港 北 区 高 田 区 域 （ A - 2 ）

青 葉 区 上 鉄 区 域 （ A - 14 - 1 ）

(2) 南 部 地 区

戸 塚 区 東 俣 野 区 域 （ C - 10 ）

栄 区 田 谷 ・ 長 尾 台 区 域 （ C - 11 ）

2 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 907 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
本 牧 く す の き 公 園	中 区 本 牧 原 7 番 の 7	別 図 の と お り 1,273 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 15 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で
聖 坂 公 園	中 区 山 手 町 143 番 の 7	別 図 の と お り 1,686 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 15 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で
片 吹 公 園	金 沢 区 片 吹 53 番	別 図 の と お り 6,736 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 15 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で
鴨 居 公 園	緑 区 鴨 居 四 丁 目 13 番	別 図 の と お り 1,749 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 18 日 か ら 平 成 28 年 3 月 18 日 ま で
中 山 駅 北 第 三 公 園	緑 区 中 山 町 329 番 の 26	別 図 の と お り 1,538 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 18 日 か ら 平 成 28 年 3 月 11 日 ま で
白 山 町 第 一 公 園	緑 区 白 山 四 丁 目 31 番	別 図 の と お り 4,398 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 18 日 か ら 平 成 28 年 3 月 18 日 ま で
三 保 公 園	緑 区 三 保 町 1,729 番 の 17	別 図 の と お り 893 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 18 日 か ら 平 成 28 年 3 月 11 日 ま で
下 和 泉 公 園	泉 区 下 和 泉 四 丁 目 19 番	別 図 の と お り 5,601 m ²	立 入 禁 止	平 成 27 年 12 月 21 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で

別 図 （ 省 略 ）

横 浜 市 公 告 第 908 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 27 年 10 月 15 日	00357	株 式 会 社 ラ イ フ ア ド バ ン ス ジ ャ パ ン	(新) 佐 藤 栄 伸	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 306 番 地 の 2
			(旧) 佐 藤 喬	

横 浜 市 公 告 第 909 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 庄 戸 第 一 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 910 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
昭 和 52 年 10 月 25 日 第 52 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
栄 区 小 菅 ケ 谷 二 丁 目 44 番 34 号
戸 原 敏 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 1,832 番 の 4 、 1,833 番 の 1 、 1,833 番 の
3 、 1,833 番 の 4 及 び 1,849 番 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 911 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
昭 和 63 年 5 月 25 日 第 62 開 1239 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 花 咲 町 7 丁 目 156 番 地
株 式 会 社 エ ス ・ エ ス
代 表 取 締 役 吉 田 良 博
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 鴨 居 町 2,400 番 の 1 及 び 2,401 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 912 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 9 月 29 日 第 26 開 1316 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 柏 尾 町 1,119 番 の 47 、 1,119 番 の 51 か ら 1,119 番 の 53 ま
で 、 1,119 番 の 74 の 一 部 、 1,119 番 の 76 の 一 部 、 1,119 番 の 77 、
1,119 番 の 78 の 一 部 及 び 1,119 番 の 79

横 浜 市 公 告 第 913 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 27 年 2 月 26 日 第 26 開 1134 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 港 北 区 大 豆 戸 町 1,090 番 地
 伊 東 美 佐 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 北 区 大 豆 戸 町 1,090 番 の 1 の 一 部 、 1,090 番 の 5 、 1,090 番
 の 6 、 1,090 番 の 7 の 一 部 及 び 1,090 番 の 8 か ら 1,090 番 の 11 ま
 で

横 浜 市 公 告 第 914 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 27 年 3 月 13 日 第 26 開 1722 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 中 原 区 木 月 1 丁 目 23 番 1 号
鈴 木 興 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 古 田 義 伸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 榎 が 丘 32 番 の 2 及 び 32 番 の 55 か ら 32 番 の 75 ま で

横 浜 市 公 告 第 915 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 27 年 6 月 10 日 第 27 開 809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 瀬 谷 区 阿 久 和 東 三 丁 目 2 番 地 の 13
 平 和 住 宅 有 限 会 社
 代 表 取 締 役 小 坂 春 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 旭 区 善 部 町 57 番 の 48 、 57 番 の 67 、 59 番 の 3 、 59 番 の 5 の 一 部 、
 59 番 の 17 の 一 部 及 び 59 番 の 36 か ら 59 番 の 46 ま で

横 浜 市 公 告 第 916 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 27 年 9 月 3 日 第 27 開 108 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 勝 間 田 清 敏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 東 寺 尾 五 丁 目 922 番 の 12 か ら 922 番 の 19 ま で

横 浜 市 公 告 第 917 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 27 年 10 月 29 日 第 27 開 1404 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 39 番 地 の 16
青 木 玲 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 6 番 の 12 の 一 部 、 6 番 の 14 、 7 番 の 6 の 一 部
、 7 番 の 8 の 一 部 、 7 番 の 11 及 び 7 番 の 12

横 浜 市 公 告 第 918 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
 第 27 ・ 12 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 27 年 12 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 17.22 m
- 5 指 定 の 場 所
 緑 区 台 村 町 477 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
 ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横 浜 市 公 告 第 919 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
 第 41 ・ 139 号
- 2 廃 止 年 月 日
 平 成 27 年 12 月 7 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 5.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 210.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
 鶴 見 区 梶 山 一 丁 目 786 番 の 2 地 先 か ら 801 番 の 4 地 先 ま で

区 告 示

鶴 見 区 告 示 第 4 号 （ 平 成 27 年 12 月 3 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 市 場 西 中 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ
た 。

平 成 27 年 12 月 3 日

横 浜 市 鶴 見 区 長 征 矢 雅 和

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 住 所	鶴 見 区 市 場 西 中 町 9 番 11 号	鶴 見 区 市 場 西 中 町 4 番 6 号

水 道 局

横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 27 年 12 月 1 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 土 井 一 成

水 道 局 規 程 第 4 号 (平 成 27 年 12 月 1 日 掲 示 済)

横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

(横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (昭 和 35 年 3 月 水 道 局 規 程 第 5 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 28 条 の 2 第 2 項 中 「 100 分 の 12.26 」 を 「 100 分 の 12.57 」 に 改 め る。

第 2 条 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 の 2 第 1 項 の 表 を 次 の よ う に 改 め る。

号 給	給 料 月 額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第 28 条 の 2 第 2 項 中 「 100 分 の 12.57 」 を 「 100 分 の 16 」 に 改 め る。

第 28 条 の 5 第 2 項 中 「 23,000 円 」 を 「 30,000 円 」 に 、 「 45,000 円 」 を 「 70,000 円 」 に 改 め る。

第 33 条 第 1 項 中 「 定 め る 職 員 」 の 次 に 「 (次 項 に お い て 「 管 理 監 督 職 員 」 と い う 。) 」 を 、 「 休 日 」 の 次 に 「 (同 項 に お い て 「 週 休 日 等 」 と い う 。) 」 を 加 え 、 同 条 第 2 項 を 次 の よ う に 改 め る。

2 前 項 に 規 定 す る 場 合 の ほ か 、 管 理 監 督 職 員 が 災 害 へ の 対 処 そ の 他 の 臨 時 又 は 緊 急 の 必 要 に よ り 週 休 日 等 以 外 の 日 の 午 前 零 時

から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 33 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別 表 第 1 水 道 局 事 務 ・ 技 術 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	124,600	196,200	219,900	240,000	265,000	318,100	456,200	543,500
	2	125,700	198,300	221,800	242,200	267,200	320,800	459,200	545,800
	3	126,800	200,400	223,700	244,300	269,500	323,600	462,300	548,100
	4	127,800	202,600	225,700	246,500	271,700	326,400	465,300	550,400
	5	128,700	204,700	227,800	248,700	273,900	329,100	468,400	552,600
	6	129,700	206,700	229,900	250,900	276,000	331,800	471,500	554,700
	7	130,700	208,600	232,000	253,000	278,100	334,500	474,500	556,700
	8	131,800	210,400	234,100	255,100	280,200	337,300	477,400	558,700
	9	132,800	212,200	236,100	257,200	282,300	340,000	480,200	560,700
	10	133,900	214,100	238,100	259,300	284,400	342,700	482,600	562,700
	11	135,000	216,100	240,100	261,400	286,600	345,400	484,900	564,600
	12	136,100	218,000	242,100	263,600	288,800	348,200	487,100	566,400
	13	137,200	219,900	244,200	265,800	291,000	351,000	489,300	568,300
	14	138,200	221,900	246,200	267,900	293,200	353,700	490,700	570,100
	15	139,200	223,900	248,200	270,000	295,300	356,500	492,100	571,900
	16	140,300	225,800	250,100	272,100	297,400	359,300	493,500	573,700
	17	141,400	227,700	252,000	274,300	299,500	362,100	494,900	575,400
	18	142,500	229,700	253,900	276,500	301,700	364,900	496,200	577,000
	19	143,600	231,700	255,800	278,700	303,800	367,600	497,500	578,500
	20	144,600	233,800	257,800	281,000	305,800	370,300	498,800	579,900
	21	145,700	235,800	259,800	283,200	307,900	373,100	499,800	581,300
	22	146,900	237,700	261,800	285,300	310,000	375,800	500,800	582,600
	23	148,100	239,600	263,900	287,400	312,200	378,600	501,700	583,900
	24	149,300	241,500	265,900	289,600	314,400	381,400	502,500	585,100
	25	150,600	243,400	267,900	291,700	316,700	384,100	503,300	586,300

26	152,300	245,300	270,000	293,900	318,900	386,900	504,100	587,600
27	154,000	247,100	272,100	296,000	321,200	389,700	504,900	588,800
28	155,700	249,000	274,200	298,000	323,500	392,500	505,800	590,100
29	157,400	250,800	276,200	300,000	325,900	395,200	506,600	591,300
30	159,300	252,700	278,100	302,100	328,200	397,900	507,400	592,500
31	161,400	254,700	280,100	304,200	330,500	400,500	508,200	593,700
32	163,500	256,600	282,100	306,300	332,800	403,100	509,000	595,000
33	165,700	258,600	284,100	308,400	335,100	405,700	509,800	596,200
34	168,000	260,500	286,100	310,600	337,300	408,200	510,600	597,400
35	170,300	262,400	288,100	312,800	339,500	410,700	511,400	598,700
36	172,600	264,300	290,100	315,100	341,600	413,200	512,300	599,900
37	174,900	266,200	292,100	317,300	343,700	415,700	513,100	601,100
38	176,600	268,200	294,100	319,600	345,700	418,100	513,900	602,300
39	178,200	270,100	296,100	321,900	347,800	420,600	514,800	603,500
40	179,800	272,000	298,100	324,200	349,800	423,100	515,700	604,800
41	181,500	273,800	300,100	326,500	351,700	425,500	516,500	606,000
42	183,300	275,700	302,200	328,900	353,700	427,700	517,300	607,200
43	185,200	277,700	304,400	331,200	355,700	429,900	518,200	608,400
44	187,100	279,600	306,600	333,500	357,600	432,000	519,100	609,700
45	189,000	281,400	308,700	335,700	359,500	434,100	519,900	610,900
46	190,800	283,200	310,900	337,900	361,300	436,100	520,700	612,100
47	192,600	285,100	313,100	340,100	363,000	438,000	521,500	613,300
48	194,500	286,900	315,300	342,300	364,700	439,800	522,400	614,500
49	196,500	288,700	317,400	344,400	366,300	441,500	523,200	615,700
50	198,600	290,500	319,600	346,400	367,800	443,200	524,000	616,900
51	200,800	292,400	321,700	348,400	369,200	444,800	524,800	618,100
52	203,000	294,300	323,800	350,400	370,700	446,300	525,700	619,300
53	205,100	296,200	326,000	352,400	372,100	447,700	526,600	620,600
54	207,100	298,100	328,100	354,400	373,400	449,000	527,400	621,800

再任用職員以外の職員	55	209,000	300,000	330,100	356,300	374,700	450,200	528,200	623,000
	56	210,900	301,800	332,100	358,100	376,000	451,300	529,100	624,300
	57	212,700	303,700	334,000	359,800	377,300	452,300	530,000	625,500
	58	214,700	305,700	336,000	361,200	378,500	453,200	530,800	
	59	216,800	307,700	337,900	362,700	379,700	454,100	531,600	
	60	218,900	309,600	339,800	364,100	380,800	454,900	532,400	
	61	220,900	311,400	341,700	365,500	381,800	455,600	533,300	
	62	223,000	313,100	343,500	366,800	382,800	456,300		
	63	225,100	314,800	345,200	368,000	383,800	457,000		
	64	227,100	316,400	346,900	369,200	384,700	457,700		
	65	229,000	318,100	348,500	370,300	385,600	458,300		
	66	231,000	319,400	350,000	371,300	386,400	458,900		
	67	233,100	320,600	351,400	372,300	387,100	459,600		
	68	235,300	321,900	352,800	373,200	387,800	460,300		
	69	237,400	323,100	354,100	374,000	388,500	461,000		
	70	239,400	324,300	355,400	374,800	389,100	461,600		
	71	241,300	325,400	356,700	375,600	389,700	462,300		
	72	243,300	326,500	357,900	376,300	390,400	463,000		
	73	245,300	327,500	359,000	377,000	391,100	463,600		
	74	247,200	328,600	360,000	377,700	391,700	464,200		
	75	249,100	329,800	360,900	378,300	392,300	464,900		
	76	251,000	330,900	361,800	378,800	392,800	465,600		
	77	252,900	331,900	362,700	379,300	393,400	466,200		
	78	254,900	332,800	363,500	379,800	393,900	466,900		
	79	256,900	333,700	364,200	380,300	394,400	467,600		
	80	258,900	334,500	364,800	380,700	394,900	468,200		
	81	260,800	335,200	365,400	381,100	395,400	468,800		
	82	262,800	335,900	366,100	381,600	395,800	469,500		
	83	264,800	336,600	366,700	382,000	396,300	470,200		

84	266,700	337,200	367,300	382,400	396,700	470,800
85	268,600	337,800	367,800	382,700	397,100	471,400
86	270,600	338,400	368,200	383,100	397,600	472,000
87	272,600	339,000	368,600	383,500	398,000	472,700
88	274,600	339,600	369,000	383,900	398,400	473,400
89	276,500	340,100	369,400	384,300	398,800	474,000
90	278,500	340,600	369,800	384,800	399,200	474,700
91	280,400	341,100	370,200	385,200	399,700	475,400
92	282,300	341,600	370,500	385,600	400,100	476,000
93	284,200	342,200	370,900	385,900	400,500	476,600
94	285,100	342,700	371,300	386,300	401,000	477,300
95	285,900	343,100	371,700	386,700	401,400	478,000
96	286,700	343,600	372,100	387,100	401,800	478,700
97	287,400	344,100	372,400	387,500	402,200	479,300
98	288,100	344,600	372,800	387,900	402,600	480,000
99	288,700	345,100	373,100	388,400	403,100	480,700
100	289,300	345,600	373,500	388,800	403,500	481,300
101	290,000	346,000	373,800	389,200	403,900	481,900
102	290,600	346,300	374,200	389,600	404,400	482,600
103	291,200	346,600	374,500	390,000	404,800	483,300
104	291,900	346,900	374,900	390,400	405,200	483,900
105	292,600	347,200	375,200	390,800	405,600	484,600
106	293,200		375,600	391,300	406,100	485,200
107	293,800		376,000	391,800	406,500	485,900
108	294,400		376,300	392,200	406,900	486,500
109	295,000		376,600	392,500	407,300	487,200
110	295,500		377,000	392,900	407,800	487,900

111	296,000	377,400	393,400	408,200	488,500
112	296,600	377,700	393,800	408,600	489,100
113	297,200	378,100	394,200	409,000	489,800
114	297,600	378,500	394,700	409,400	490,500
115	298,100	378,900	395,100	409,900	491,100
116	298,500	379,200	395,500	410,300	491,700
117	298,800	379,600	395,800	410,700	492,400
118	299,100	380,000	396,200	411,100	493,100
119	299,400	380,400	396,700	411,600	493,800
120	299,700	380,700	397,100	412,000	494,400
121	300,100	381,100	397,500	412,400	495,000
122	300,400	381,500	398,000	412,900	
123	300,700	381,800	398,400	413,400	
124	301,000	382,200	398,800	413,800	
125	301,400	382,500	399,100	414,200	
126	301,700	382,900	399,500	414,600	
127	302,000	383,300	400,000	415,100	
128	302,300	383,600	400,400	415,500	
129	302,700	384,000	400,800	415,900	
130		384,400	401,300	416,400	
131		384,700	401,800	416,800	
132		385,000	402,200	417,200	
133		385,300	402,500	417,600	
134			402,900	418,100	
135			403,400	418,600	
136			403,800	419,000	
137			404,200	419,400	
138			404,700	419,800	
139			405,200	420,200	
140			405,600	420,600	

	141				406,000	421,000			
	142				406,500				
	143				406,900				
	144				407,300				
	145				407,700				
	146				408,200				
	147				408,700				
	148				409,100				
	149				409,500				
再任用職員		183,300	210,400	246,500	263,200	284,500	316,300	352,500	385,600

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。
- 2 1級の21号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で管理者が別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、143,600円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で管理者が別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、154,500円とする。

別 表 第 2 水 道 局 技 能 職 員 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の給 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	124,600	196,200	217,600
	2	125,700	198,300	219,500
	3	126,800	200,400	221,400
	4	127,800	202,600	223,300
	5	128,700	204,700	225,400
	6	129,700	206,700	227,500
	7	130,700	208,600	229,600
	8	131,800	210,400	231,600
	9	132,800	212,200	233,600
	10	133,900	214,100	235,600
	11	135,000	216,100	237,700
	12	136,100	218,000	239,600
	13	137,200	219,900	241,700
	14	138,200	221,900	243,700
	15	139,200	223,900	245,700
	16	140,300	225,800	247,500
	17	141,400	227,700	249,400
	18	142,500	229,700	251,300
	19	143,600	231,700	253,100
	20	144,600	233,800	255,100
	21	145,700	235,800	257,100
	22	146,900	237,700	259,100
	23	148,100	239,600	261,100
	24	149,300	241,500	263,100
	25	150,600	243,400	265,100
	26	152,300	245,300	267,200
	27	154,000	247,100	269,200
	28	155,700	249,000	271,300
	29	157,400	250,800	273,300
	30	159,300	252,700	275,300
	31	161,400	254,700	277,200
	32	163,500	256,600	279,200
	33	165,700	258,600	281,200

再任用職員以外の職員	34	168,000	260,500	283,200
	35	170,300	262,400	285,100
	36	172,600	264,300	287,100
	37	174,900	266,200	289,100
	38	176,600	268,200	291,100
	39	178,200	270,100	293,000
	40	179,800	272,000	295,000
	41	181,500	273,800	297,000
	42	183,300	275,700	299,100
	43	185,200	277,700	301,200
	44	187,100	279,600	303,400
	45	189,000	281,400	305,500
	46	190,800	283,200	307,700
	47	192,600	285,100	309,900
	48	194,500	286,900	312,000
	49	196,500	288,700	314,100
	50	198,600	290,500	316,300
	51	200,800	292,400	318,400
	52	203,000	294,300	320,500
	53	205,100	296,200	322,600
	54	207,100	298,100	324,700
	55	209,000	300,000	326,700
	56	210,900	301,800	328,700
	57	212,700	303,700	330,500
	58	214,700	305,700	332,500
	59	216,800	307,700	334,400
	60	218,900	309,600	336,300
	61	220,900	311,400	338,100
	62	223,000	313,100	339,900
	63	225,100	314,800	341,600
	64	227,100	316,400	343,300
	65	229,000	318,100	344,900
	66	231,000	319,400	346,400
	67	233,100	320,600	347,700
	68	235,300	321,900	349,200
	69	237,400	323,100	350,400
	70	239,400	324,300	351,700
	71	241,300	325,400	353,000

72	243, 300	326, 500	354, 200
73	245, 300	327, 500	355, 200
74	247, 200	328, 600	356, 200
75	249, 100	329, 800	357, 200
76	251, 000	330, 900	358, 000
77	252, 900	331, 900	359, 000
78	254, 900	332, 800	359, 700
79	256, 900	333, 700	360, 400
80	258, 900	334, 500	361, 000
81	260, 800	335, 200	361, 600
82	262, 800	335, 900	362, 300
83	264, 800	336, 600	362, 900
84	266, 700	337, 200	363, 400
85	268, 600	337, 800	364, 000
86	270, 600	338, 400	364, 400
87	272, 600	339, 000	364, 800
88	274, 600	339, 600	365, 100
89	276, 500	340, 100	365, 500
90	278, 500	340, 600	365, 900
91	280, 400	341, 100	366, 300
92	282, 300	341, 600	366, 700
93	284, 200	342, 200	367, 100
94	285, 100	342, 700	367, 400
95	285, 900	343, 100	367, 800
96	286, 700	343, 600	368, 200
97	287, 400	344, 100	368, 500
98	288, 100	344, 600	368, 900
99	288, 700	345, 100	369, 200
100	289, 300	345, 600	369, 600
101	290, 000	346, 000	369, 900
102	290, 600	346, 300	370, 300
103	291, 200	346, 600	370, 600
104	291, 900	346, 900	371, 000
105	292, 600	347, 200	371, 300
106	293, 200		371, 600
107	293, 800		372, 100
108	294, 400		372, 400

	109	295, 000		372, 700
	110	295, 500		373, 100
	111	296, 000		373, 400
	112	296, 600		373, 700
	113	297, 200		374, 100
	114	297, 600		374, 500
	115	298, 100		375, 000
	116	298, 500		375, 300
	117	298, 800		375, 600
	118	299, 100		376, 000
	119	299, 400		376, 400
	120	299, 700		376, 700
	121	300, 100		377, 100
	122	300, 400		377, 500
	123	300, 700		377, 800
	124	301, 000		378, 200
	125	301, 400		378, 500
	126	301, 700		378, 900
	127	302, 000		379, 300
	128	302, 300		379, 600
	129	302, 700		380, 000
	130			380, 400
	131			380, 700
	132			381, 000
	133			381, 300
再任用職員		183, 300	210, 400	246, 500

備考 この表は、技能職員及び作業職員に適用する。

(横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 程 の 一 部 改 正)

第 3 条 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 程 (平 成 4 年 3 月 水 道 局 規 程 第 4 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 1 項 中 「 給 与 規 程 第 33 条 第 2 項 」 を 「 給 与 規 程 第 33 条 第 3 項 第 1 号 」 に 、 「 当 該 各 号 に 定 め る 額 」 を 「 当 該 各 号 に 定 め る 額 (勤 務 に 従 事 し た 時 間 が 3 時 間 30 分 に 満 た な い 場 合 の 勤 務 に あ っ て は 、 当 該 額 に 100 分 の 50 を 乗 じ て 得 た 額) 」 に 、 同 条 第 1 項 第 2 号 ア 中 「 (以 下 「 給 料 表 」 と い う 。) 」 を 「 (以 下 こ の 号 に お い て 「 給 料 表 」 と い う 。) 」 に 、 同 条 第 2 項 中 「 給 与 規 程 第 33 条 第 2 項 た だ し 書 」 を 「 給 与 規 程 第 33 条 第 3 項 第 1 号 」 に 、 「 8 時 間 」 を 「 7 時 間 」 に 改 め る。

第 5 条 を 第 7 条 と し 、 第 4 条 を 第 6 条 と し 、 第 3 条 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る。

第 4 条 給 与 規 程 第 33 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 別 に 定 め る 額 は 、 次 の 各 号 に 掲 げ る 職 員 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 額 と す る。

(1) 第 2 条 第 1 号 に 掲 げ る 職 員 次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 と す る。

ア 給 与 規 程 第 36 条 の 2 第 2 項 第 1 号 か ら 第 3 号 ま で に 定 め る 職 に あ る 職 員 及 び 改 正 規 程 附 則 第 13 項 第 1 号 に 定 め る 職 員 6,000 円

イ 給 与 規 程 第 36 条 の 2 第 2 項 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で に 定 め る 職 に あ る 職 員 及 び 改 正 規 程 附 則 第 13 項 第 2 号 に 定 め る 職 員 5,000 円

ウ 給 与 規 程 第 36 条 の 2 第 2 項 第 7 号 か ら 第 9 号 ま で に 定 め る 職 に あ る 職 員 及 び 改 正 規 程 附 則 第 13 項 第 3 号 に 定 め る 職 員 4,000 円

エ 給 与 規 程 第 36 条 の 2 第 3 項 に 定 め る 職 員 そ の 者 が こ の 号 の ア か ら ウ ま で の い ず れ の 職 に あ る か に 応 じ 、 当 該 ア か ら ウ ま で に 定 め る 額

(2) 第 2 条 第 2 号 に 掲 げ る 職 員 次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 と す る。

ア 給 与 規 程 第 4 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 給 料 表 (以 下 こ の 号 に お い て 「 給 料 表 」 と い う 。) の 6 号 給 及 び 7 号 給 並 び に 給 与 規 程 第 4 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ る 給 料 月 額 を 支 給 さ れ る 職 員 6,000 円

イ 給 料 表 の 5 号 給 の 給 料 月 額 を 支 給 さ れ る 職 員 5,000 円

ウ 給 料 表 の 2 号 給 、 3 号 給 及 び 4 号 給 の 給 料 月 額 を 支 給 さ

れる職員 4,000 円

エ 給料表の1号給の給料月額を支給される職員 3,000 円
(支給しない場合)

第5条 給与規程第33条第1項及び第2項に規定する勤務に従事した時間が1時間に満たない場合の勤務にあつては、第3条及び前条の規定にかかわらず、管理職員特別勤務手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第28条の2第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(管理職員特別勤務手当に関する経過措置)

4 第2条及び第3条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程第33条の規定は、施行日以後の勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、施行日前の勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。

(内払)

5 新給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新給与規程の規定による給与の内払とみなす。

水道局告示第 10 号

「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり「横浜水缶」の頒布代金等の徴収の事務を委託した。

平成 27 年 12 月 15 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 土 井 一 成

- 1 委託を受けた者
中区太田町 2 丁目 23 番地
株式会社神奈川新聞総合サービス
代表取締役 高 澤 昭
- 2 徴収する代金等の種類
「横浜水缶」の頒布代金及び配達料
- 3 委託の期間
平成 28 年 1 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

交 通 局

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 27 年 11 月 30 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 加 賀 生 雄

交 通 局 規 程 第 25 号 (平 成 27 年 11 月 30 日 掲 示 済)

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

(横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (平 成 27 年 3 月 交 通 局 規 程 第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 18 条 中 「 100 分 の 12.26 」 を 「 100 分 の 12.57 」 に 改 め る。

(横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 (平 成 27 年 3 月 交 通 局 規 程 第 11 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 16 条 第 2 項 第 1 号 中 「 100 分 の 75 」 を 「 100 分 の 80 」 に 、 「 100 分 の 95 」 を 「 100 分 の 100 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 100 分 の 37.5 」 を 「 100 分 の 40 」 に 、 「 100 分 の 47.5 」 を 「 100 分 の 50 」 に 改 め る。

別 表 第 2 第 1 号 の 表 中

「

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 90.1
100 分 の 91.7
100 分 の 92.8
100 分 の 73.9
100 分 の 75.0

を

「

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0

に 改 め 、

」

同 表 第 2 号 の 表 中

「		「							
<table><tr><td>標 準 報 酬 割 合</td></tr><tr><td>100 分 の 47.5</td></tr><tr><td>100 分 の 37.5</td></tr></table>	標 準 報 酬 割 合	100 分 の 47.5	100 分 の 37.5	を	<table><tr><td>標 準 報 酬 割 合</td></tr><tr><td>100 分 の 50.0</td></tr><tr><td>100 分 の 40.0</td></tr></table>	標 準 報 酬 割 合	100 分 の 50.0	100 分 の 40.0	に 改 め る。
標 準 報 酬 割 合									
100 分 の 47.5									
100 分 の 37.5									
標 準 報 酬 割 合									
100 分 の 50.0									
100 分 の 40.0									
」		」							

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 規 程 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

(適 用)

- 2 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 (以 下 「新 給 与 規 程」 と い う。) 第 18 条 の 規 定 は、平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る。

(平 成 27 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し て 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 する 特 例 措 置)

- 3 平 成 27 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 (同 日 前 1 箇 月 以 内 に 退 職 し、若 し く は 失 職 し、又 は 死 亡 し た 職 員 を 含 む。) に 対 し て 同 月 に 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 する 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 する 規 程 第 16 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、同 項 第 1 号 中 「 100 分 の 80 」 と あ る の は 「 100 分 の 85 」 と、「 100 分 の 100 」 と あ る の は 「 100 分 の 105 」 と、同 項 第 2 号 中 「 100 分 の 40 」 と あ る の は 「 100 分 の 42.5 」 と、「 100 分 の 50 」 と あ る の は 「 100 分 の 52.5 」 と し、同 規 程 別 表 第 2 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、同 表 第 1 号 の 表 中

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0

と あ る の は

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 99.6
100 分 の 101.4
100 分 の 102.5
100 分 の 83.8
100 分 の 85.0

と、

同 表 第 2 号 の 表 中

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 50.0
100 分 の 40.0

と あ る の は

標 準 報 酬 割 合
100 分 の 52.5
100 分 の 42.5

と す る。

(給 与 の 内 払)

- 4 新 給 与 規 程 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 に お い て は、第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 の 規 定 に 基 づ い て 職 員 に 支 払 わ れ た 給 与 は、新 給 与 規 程 の 規 定 に よ る 給 与 の 内 払 と み な す。

横 浜 市 交 通 局 職 員 制 服 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 加 賀 生 雄

交 通 局 規 程 第 27 号

横 浜 市 交 通 局 職 員 制 服 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 交 通 局 職 員 制 服 規 程 （ 昭 和 33 年 12 月 交 通 局 規 程 第 18 号 ） の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 7 条 を 次 の よ う に 改 め る。

（ 引 渡 時 期 ）

第 7 条 制 服 の 引 渡 し は、 原 則 と し て 前 条 に 定 め る 着 用 開 始 月 の 前
月 ま で に 行 う も の と す る。

附 則

こ の 規 程 は、 平 成 27 年 12 月 15 日 か ら 施 行 す る。

医 療 局 病 院 経 営 本 部

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 27 年 11 月 30 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 高 橋 俊 毅

医 療 局 病 院 経 営 本 部 規 程 第 3 号 (平 成 27 年 11 月 30 日 掲 示 済)

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 及 び
横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤
勉 手 当 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

(横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 15 条 中 「 100 分 の 12.26 」 を 「 100 分 の 12.57 」 に 改 め る。

第 2 条 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 (平 成 24 年 5 月 病 院 経 営 局 規 程 第 8 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 13 条 第 2 項 第 1 号 中 「 100 分 の 75 」 を 「 100 分 の 80 」 に 、 「 100 分 の 95 」 を 「 100 分 の 100 」 に 、 「 100 分 の 200 」 を 「 100 分 の 205 」 に 、 「 100 分 の 215 」 を 「 100 分 の 220 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 100 分 の 37.5 」 を 「 100 分 の 40 」 に 、 「 100 分 の 47.5 」 を 「 100 分 の 50 」 に 改 め る。

第 18 条 別 表 第 2 第 1 号 の 表 中

「

100 分 の 90.1
100 分 の 91.7
100 分 の 92.8
100 分 の 73.9
100 分 の 75.0
100 分 の 91.7
100 分 の 92.8
100 分 の 73.9
100 分 の 75.0

を

「

100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0

に 改 め 、

100 分 の 90.1
100 分 の 91.7
100 分 の 92.8
100 分 の 73.9
100 分 の 75.0
100 分 の 90.1
100 分 の 91.7

100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0
100 分 の 94.9
100 分 の 96.6

同 表 第 2 号 の 表 中

「

100 分 の 47.5
100 分 の 37.5
100 分 の 47.5
100 分 の 37.5

を

「

100 分 の 50
100 分 の 40
100 分 の 50
100 分 の 40

に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 規 程 は 、 平 成 27 年 12 月 1 日 から 施 行 す る 。

(適 用)

- 2 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (以 下 「 新 給 与 規 程 」 と い う 。) の 規 定 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 から 適 用 す る 。

(平 成 27 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し て 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 す る 特 例 措 置)

- 3 平 成 27 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 (同 日 前 1 箇 月 以 内 に 退 職 し 、 若 し く は 失 職 し 、 又 は 死 亡 し た 職 員 を 含 む 。) に 対 し て 同 月 に 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 す る 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 (以 下 「 新 期 末 ・ 勤 勉 手 当 規 程 」 と い う 。) 第 13 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 項 第 1 号 中 「 100 分 の 80 」 と あ る の は 「 100 分 の 85 」 と 、 「 100 分 の 220 」 と あ る の は 「 100 分 の 225 」 と 「 100 分 の 100 」 と あ る の は 「 100 分 の 105 」 と 、 同 項 第 2 号 中 「 100 分 の 40 」 と あ る の は 「 100 分 の 42.5 」 と 、 「 100 分 の 50 」 と あ る の は 「 100 分 の 52.5 」 と す る 。
- 4 平 成 27 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 (同 日 前 1 箇 月 以 内 に 退 職 し 、 若 し く は 失 職 し 、 又 は 死 亡 し た 職 員 を 含 む 。) に 対 し て 同 月 に 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 す る 第 2 条 の 規 定 に よ る 「 新 期 末 ・ 勤 勉 手

当 規 程 」 別 表 第 2 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 表 第 1 号 の 表 中
「

100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0
100 分 の 94.9
100 分 の 96.6
100 分 の 97.7
100 分 の 78.8
100 分 の 80.0
100 分 の 94.9
100 分 の 96.6

と あ る の は

100 分 の 99.6
100 分 の 101.4
100 分 の 102.5
100 分 の 83.8
100 分 の 85.0
100 分 の 101.4
100 分 の 102.5
100 分 の 83.8
100 分 の 85.0
100 分 の 99.6
100 分 の 101.4
100 分 の 102.5
100 分 の 83.8
100 分 の 85.0
100 分 の 99.6
100 分 の 101.4

と 、

同 表 第 2 号 の 表 中
「

100 分 の 50
100 分 の 40
100 分 の 50
100 分 の 40

と あ る の は

100 分 の 52.5
100 分 の 42.5
100 分 の 52.5
100 分 の 42.5

と す る 。

(給 与 の 内 払)

- 5 新 給 与 規 程 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 に お い て は 、 第 1 条 の 規 定 に
よ る 改 正 前 の 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程
の 規 定 に 基 づ い て 職 員 に 支 払 わ れ た 給 与 は 、 新 給 与 規 程 の 規 定 に
よ る 給 与 の 内 払 と み な す 。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 40 号

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 に 基 づ く 管 理 団 体 の 指 定

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 （ 昭 和 62 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 53 号 ） 第 47 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 管 理 団 体 を 指 定 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 岡 田 優 子

管 理 団 体 名	所 在 地	代 表 者 名	団 体 が 管 理 す る 地 域 文 化 財 の 名 称
浅 間 車 庫 前 公 園 愛 護 会	西 区 浅 間 町 4 丁 目 333 番 地 の 15	大 塚 秀 雄	木 村 坦 平 先 生 の 碑

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用
に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 藤 代 耕 一

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技
術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用
に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第
1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 21 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 31 年 法 律 第 162 号
） 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 （ 平 成 16 年
法 律 第 59 号 ） 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 藤 代 耕 一

50 分 の 1 の 数	60,343 人
6 分 の 1 の 数	502,853 人
3 分 の 1 の 数	1,005,705 人
選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数	
鶴 見 区	76,458 人
神 奈 川 区	64,387 人
西 区	26,921 人
中 区	38,658 人
南 区	54,453 人
港 南 区	59,668 人
保 土 ケ 谷 区	55,963 人
旭 区	68,454 人
磯 子 区	45,913 人
金 沢 区	55,580 人
港 北 区	92,344 人
緑 区	47,819 人
青 葉 区	81,751 人
都 筑 区	53,497 人
戸 塚 区	74,224 人
栄 区	33,818 人
泉 区	41,931 人
瀬 谷 区	33,871 人
総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数	477,140 人

区 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 池 旭

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技
術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布
す る 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鈴 鹿 市 郎

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報
通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す
る 規 程

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技
術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙
管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 高 橋 一

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 谷 昭 夫

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 中 村 宣 吉

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 野 崎 光 洋

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 27 年 12 月 15 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
委員長 高 砂 勉

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 秦 靖 彦

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 井 誠

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 荒 川 博 幸

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 林 尚 之

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 土 屋 辰 雄

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 倉 猛

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 泉 正 治

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 三 枝 木 林 治

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 内 田 正 純

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 嶋 文 雄

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信
の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規
程

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の
利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員
会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 原 彰 雄

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通
信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術
の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 （ 平 成 17 年 3 月 横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理
委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「 電 子 署 名 に 係 る 地 方 公 共 団 体 の 認 証 業 務
に 関 す る 法 律 」 を 「 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機
構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 」 に 、 「 電 子 証 明 書 」 を 「 署 名 用 電 子 証
明 書 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 28 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 24 号

委 員 長 等 の 氏 名

平 成 27 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 土 屋 辰 雄

委 員 長

土 屋 辰 雄

委 員 長 職 務 代 理 者

阿 久 津 仁

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 24 号

委 員 長 等 の 氏 名

平 成 27 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 倉 猛

委 員 長

小 倉 猛

委 員 長 職 務 代 理 者

邊 見 眞 智 子

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

委 員 長 等 の 氏 名

平 成 27 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 27 年 12 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 泉 正 治

委 員 長

小 泉 正 治

委 員 長 職 務 代 理 者

尾 田 登